法令適用事前確認手続 (照会書)

令和2年12月20日

国土交通省自動車局整備課 御中

照会者名 弁護士法人みずほ中央法律事務所 弁護士 三平聡史、弁護士 桶川聡 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-18 大宮三貴ビル4階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の成立上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会及び回答内容並びに回答者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名および条項

道路運送車両法78条1項「自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない」とされているが、同法48条1項1号2号に規定する点検(いわゆる定期点検整備)のみを行う事業を経営しようとする者は、同法78条1項「自動車特定整備事業を経営しようとする者」に含まれ、地方運輸局長の認証が必要であるかどうか。

具体的には、同法78条1項の認証の基準として同法80条1項1号、同法施行規則57条により事業場の規模や従業員数などの規制が定められているため、特定整備は事業場で行わなければならないと解される。下記2の態様で事業場ではない場所で特定整備に該当しない軽整備や点検を行う場合にも同法78条1項の認証が必要で、事業場で行われなければならないのかどうか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、すでに道路運送車両法78条1項の認証は取得している。

A社は、これに加え、各顧客が指定する任意の地域に出張したうえで、顧客の自動車に対し、特定整備に該当しない軽整備や道路運送車両法48条1項1号、自動車点検基準第2条別表第3、第4記載の点検(いわゆる3カ月点検)や同項2号、同基準別表第2条別表第5、第5の2記載の点検(いわゆる6カ月点検)を行うこと。なお、車種によっては3

か月点検や6カ月点検を行うために特定整備が必要となる場合がありうるがそのような場合は含まれないことを本照会では前提とする。

3. 当該法令の条項の提供に関する照会者の見解及びその根拠

(照会者の見解)

特定整備に該当しない軽整備や3カ月点検や6カ月点検の定期点検整備のみを行う事業 を経営しようとする者は、道路運送車両法78条1項「自動車特定整備事業を経営しよう とする者」に含まれず、地方運輸局長の認証が不要である。よって、3カ月点検や6カ月 点検は事業場ではない場所で行うことができる。

(根拠)

「自動車特定整備事業」は、同法77条に記載があり、普通自動車特定整備事業、小型自動車特定整備事情、軽自動車特定整備事業をさす。そして、道路運送車両法49条2項によれば、「特定整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は自動運行装置(第41条2項に規定する自動運行装置をいう。)を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動の影響を及ぼす整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。そして、同法施行規則3条には、法49条2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの(以下、「分解整備」という。)または第8号若しくは9号に該当するもの(以下「電子制御装置設備」という。)をいう。道路運送車両法48条1項1号、自動車点検基準第2条別表第3、第4記載の点検(3カ月点検)や同項2号、同基準別表第2条別表第5、第5の2記載の点検(6カ月点検)には、分解設備や電子制御装置設備に該当するものがないため、3カ月点検や6カ月点検は「特定整備」に含まれない。

つまり、3カ月点検や6カ月点検の定期点検整備のみを行う事業を経営しようとする者は、道路運送車両法78条1項「自動車特定整備事業を経営しようとする者」に含まれない。

また、特定整備以外の日常点検については認証すら必要とされていないうえ、場所についての規制もない。

よって、出張による特定整備以外の軽整備や3カ月点検や6カ月点検は、認証も不要で 場所についても自由に行うことができる。

- 4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ) 希望しない
- 5. 連絡先

弁護士 桶川聡

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-18

大宮三貴ビル4階

TEL 050-5533-4043

FAX 0 4 8 - 6 5 7 - 2 0 3 1